

平成30年度第1回富里市消費者行政推進連絡協議会議事録

- 1 日 時 平成30年7月6日（金）午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 富里市役所本庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者 室井慶擴委員，會田直子委員，長谷川英利委員，小山邦郎委員，中野善敦委員，渡邊俊治委員，小川道雄委員，横岡宏志委員，鈴木恵子委員，鈴木敦子委員，浜野洋子委員，河辺博昭委員，朝倉淳一委員，上野博子委員，古城暁博委員，南直志委員，鳴田佳臣委員，松戸丈士委員，廣瀬明日香委員，拝師徳彦委員
富里市長
(事務局) 商工観光課長，商工観光課事務局

〔会議次第〕

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 議 題
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 富里市消費者行政推進連絡協議会について
 - (3) 平成29年度富里市消費生活センターでの相談受付状況及び最近の事例について
 - (4) 情報交換
 - (5) その他
- 6 その他
- 7 閉 会

〔会議概要〕

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付（市長より委嘱状の交付）
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介

（市長と課長は公務のため退席）

事務局

本日の会議は、委員委嘱後最初の会議となるため、会長が選出されるまでの間、事務局で会議の進行を務める。

本日の会議の定足数の報告をした。過半数以上の委員の出席があるので、富里市消費者行政推進連絡協議会の運営に関する要綱第6条第3項の規定により、会議は成立している。

5 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

委員の互選により中野委員を会長に選任した。

会議の進行は、富里市消費者行政推進連絡協議会運営要綱第6条第1項の規定により会長が行う。

副会長の選任について

議長が室井委員を副会長に指名し選任された。

議 長

傍聴人について

傍聴人1名いることを確認した。（傍聴人入室）

議 長

議題(2)富里市消費者行政推進連絡協議会について

事務局

（資料に基づき事務局説明）

議 長

質疑ありますか。

(質疑なし)

議 長

議題(3)平成29年度富里市消費生活センターでの相談受付状況及び最近の事例について

委 員 (消費生活相談員)

(資料に基づき説明)

議 長

質疑について

委 員

相談者は男性と女性どちらが多いのか。

委 員

女性が多い。

委 員

架空請求はがきが急激に増加しているとのことだが、高齢者の方から架空請求はがきの相談を受けた。その相談者の近所の相談役に架空請求はがきのことを聞いたが、そのことを把握していなかった。周知がまだまだではないかと思う。

北部コミュニティセンターをはじめとして、防犯コーナーのような場所を設けて色々な情報を掲示できないか。

以前防災・防犯メール等で消費者被害について周知できないか相談したところ、特定の業種を批判することへも繋がることから、防災・防犯メールは使用できないとのことだった。

消費生活センターが架空請求はがきの受取り人を偽り、記載されている電話番号に連絡をとり、犯人を突き止められないか？

委 員

警察の管轄となる。

消費生活センターを名乗り、架空請求があった場合には、当該電話番号の使用を止めるように、連絡をするよう消費者庁から通知がでていますが、それ以外のことは消費生活センターでは、対応できない。

委員

架空請求はがきにかかれた連絡先に連絡をすると、弁護士等を紹介する費用を請求される。その支払いの方法についても、口座への入金と言う方法ではなく、コンビニエンスストア等で売られているプリペイドカードを買わされ、そのプリペイドカードのシリアルナンバーを聞き出され、お金をだまし取るという手口が多い。そうになると、犯人は特定するのは難しい。

委員

警察であればある程度、電話番号から犯人を特定するシステムはもっているはず。現在のところ市内では、実際に被害にあった人はいないとのことだが、より一層警察を始めとする、各種団体と連携をとり、周知、啓発に努めることが必要。

議長

議題(4)情報交換について

委員

地域包括支援センターは平成29年度より4箇所が増えた。高齢者福祉課内（基幹型）のほか、委託型として北部・中部・南部に地域包括支援センターが設置された。相談件数について、平成29年度はおおよそ5500件で、平成28年度は4200件なので増大している。相談の他、介護予防の促進なども取り組んでいる。（資料「安心を身近に ずっといつまでも 富里市地域包括支援センター」に基づき説明）

委員

地域包括支援センターと消費生活センターが連携し解決した事例を報告する。（資料「【事例】独り暮らし高齢者 消費生活問題」に基づき説明）

委員

民法改正に伴い、2022年から成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられる。今までは、未成年者取消権が未成年者保護の大きな武器となっていた。富里市の相談者データからもわかるように、20歳未満の相談は非常に少なく、成人後の被害が増加している。18歳から未成年者取消権がなくなることにより、消費者被害の低年齢化が予想される。消費者教育の充実、様々な対応策が必要となる。（資料「成人年齢引き下げと消費者被害」を基に説明）

委員

消費生活センターからのお知らせ。本日お配りしたカラー版のパンフレットは、消費生活の地域の見守りネットワークについてわかりやすくまとめたパンフレット。

各種団体での活動の中で、是非活用していただきたい。必要な方は消費生活センターまで声掛けをお願いしたい。

(パンフレット「みんなで守る高齢者の安心消費生活」、「気づいてつないで守る高齢者の消費者トラブル」に基づき説明)

議 長

議題(5)その他について

委 員

富里市については、相談後の分析が良くでき、また生かされている。

例えば、協議会の中で以前提案のあった、防犯メールの登録の周知についても、消費者フェスティバル時に登録案内をし、その後、登録者数増という結果が出ている。

その他、消費生活センターの相談者の認知方法について、相談時にはたくさんの方のことを聞き取らなくてはならず、大変だと思うが、相談員がきちんと聞き取りをしている。協議会等の連携による啓発活動も良くされており、その結果消費生活センターの認知方法、「警察・他団体・他センター等」からの認知が増えている。

消費者被害を防ぐためには、様々な機関との連携が不可欠。より一層協議会での連携を図りたい。

事務局

(資料に基づき説明)

①「相談受付用紙」について活用を依頼した。

②今年度は協議会をあと2回開催する。その他例年啓発行事を1月か2月に開催している。行事の内容については今後協議の上決めていきたい。

議 長

議事を終了する。進行を事務局に返す。

6 その他 事務局からは特にありません。

閉 会